



保険と年金

国民健康保険

国民健康保険

国民健康保険は、加入者の突然の病気やけがに備え、加入者が保険料を出し合い、そこから医療費を支出する助け合いの保険です。

職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方などを除き、台東区に住んでいる方は、国民健康保険の加入者(被保険者)となります。

在留期間が3か月を超えて住民登録をしている外国人の方も、国民健康保険の加入者です。(職場の健康保険加入者、生活保護世帯、治療及び観光目的の滞在者は除きます。)

国民健康保険の加入、脱退等の手続一覧

問 国民健康保険課 資格係

☎5246-1252

➡ 届出の際には、表の「届けに必要なもの」のほかに「届け出に來られる方の本人確認できるもの」と「マイナンバーが確認できるもの(通知カード等)」が必要です。

➡ 別世帯の代理人の方が届け出る場合は「代理人の方の本人確認できるもの」と「委任状」が必要です。

手続き	届けてください	届けに必要なもの	注意事項
加入	台東区に転入したとき	P27の「転入したとき」参照 ※住民票の転入手続と同時にしない場合は、本人確認できるもの及びマイナンバーが確認できるものが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 届出は14日以内に国民健康保険課または区民事務所・分室で行ってください。(新規の保険証は原則として郵便でお送りします) 届出が遅れると、資格のできたとき(加入の届出日ではない)まで最長2年間のぼって保険料がかかります。また、保険証がないためその間の医療費は全額自己負担です。
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者からはずれたとき)	職場の健康保険をやめた証明書(被扶養者でなくなったことの証明書)	
	子供が生まれたとき	母子健康手帳、父母の保険証(出産育児一時金はP38の「国民健康保険で受けられる給付等」を参照)	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
脱退	台東区から転出するとき	転出される方の保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)	<ul style="list-style-type: none"> 届出は14日以内に国民健康保険課または区民事務所・分室で行ってください。 届出が遅れると、失効した国保の保険証で診療を受けてしまうことがあります。この場合、国民健康保険で負担した医療費は返還していただきます。
	職場の健康保険に加入したとき(被扶養者になったとき)	職場の保険証と国保の保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)	
	死亡したとき	該当される方の保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)(葬祭費はP38の「国民健康保険で受けられる給付等」を参照)	
	生活保護を受けたとき	保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)、生活保護開始決定通知書	
その他	世帯主や氏名が変わったとき	該当される方の保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)	届出は14日以内に国民健康保険課または区民事務所・分室で行ってください。ただし、※1、※2の届出は国民健康保険課のみとなります。
	住所が変わったとき	該当される方の保険証、高齢受給者証(70歳以上の方) ※マイナンバーが確認できるものは不要です。	
	世帯に変更があったとき		
	保険証または高齢受給者証をなくしたとき	本人確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの	
	退職者医療制度に該当するとき	国民健康保険課において、本制度に該当することが確認でき次第、『国民健康保険被保険者証』を郵送します。	
	修学や特別養護老人ホームなどへの入所で転出するとき※1	修学の場合は保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)、在学証明書、居住地の住民票 施設入所の場合は保険証、入所証明書、居住地の住民票	
身体障害者療護施設などに入所するとき※2	保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)、入所証明書、居住地の住民票		



国民健康保険の保険料

問 国民健康保険課 資格係

☎5246-1252

国民健康保険料は、①医療分保険料 ②後期高齢者支援金分保険料 ③介護納付金分保険料の所得割額と均等割額を合算したものです。なお、加入の届出が遅れると、保険料は最長2年間さかのぼって納めていただくことになります。

➡ 年齢別の国民健康保険料(①+②+③)のかかり方

年 齢	①医療分保険料	②後期高齢者支援金分保険料	③介護納付金分保険料
0～39歳までの方	○	○	なし
40～64歳までの方	○	○	○
65～74歳までの方	○	○	別途、介護保険課から通知します。

保険料の納付義務者は世帯主の方です。

- 国民健康保険の通知はすべて世帯主あてにお知らせいたします。
- 世帯主本人が職場の健康保険などに加入している場合でも、ご家族が国民健康保険に加入していれば、世帯主が納付義務者となります。(保険料の計算は、加入者の分のみです。)

※保険料の軽減や免除の制度があります。詳しくはお問合せください。

※保険料の納付は口座振替が大変便利です。詳しくは国民健康保険課 保険料係(☎5246-1256)までお問合せください。

国民健康保険で受けられる給付等

問 国民健康保険課 給付係

☎5246-1253

病院などの窓口で(療養の給付)	病院などの窓口で保険証を提示すると、窓口での負担(総医療費に自己負担割合を掛けたもの)が自己負担となり、残りは国民健康保険が負担します。
入院時食事療養費(入院中の食事代)	入院時の食事代は、一部の金額が自己負担となり、残りは国民健康保険が負担します。
療養費の支給	いったん全額自己負担した治療費等に対し、申請により審査・決定した額の保険給付分が支給される場合があります。
移送費の支給	歩行が困難な患者を医師の指示で、緊急にやむを得ず入院・転院させた場合、申請により審査・決定した額が支給されます。
出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方が出産したとき、世帯主に支給されます。(「直接支払制度」または「受取代理制度」を利用した場合は、医療機関での出産費用に充当されます。)
葬祭費の支給	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、その葬祭を行った方に支給されます。
高額療養費の支給	同一の月にかかった医療費の自己負担額が、世帯に定められた一定の金額(自己負担限度額)を超えたとき、超えた分が高額療養費として支給されます。
高額介護合算療養費	計算期間内の医療と介護の自己負担額の合計が一定の金額(自己負担限度額)を超えたとき、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。
特定疾病療養者の方(特定の病気の方)	特定疾病の申請を行い、認定を受けると、毎月の自己負担額は、1万円(人工透析を必要とする慢性腎不全の上位所得者は2万円)が限度額となります。超えた分は国民健康保険が負担します。
結核医療給付金の支給	該当の方は、申請により交付される「結核医療給付金受給者証」を医療機関に提示することにより自己負担額が軽減されます。
精神医療給付金の支給	該当の方は、申請により交付される「国保受給者証(精神通院)」を医療機関に提示することにより自己負担額が軽減されます。
交通事故や傷害事件にあつたら(第三者行為)	交通事故や傷害事件など他人(第三者)から受けた傷病に対する治療費は、原則として加害者が負担します。国民健康保険を使用するときは、届出が必要です。
保険証が使えない場合	次のような場合、国民健康保険は使えません。全額自己負担となりますのでご注意ください。 1. 病気やケガと認められないもの 2. 仕事上のケガ・病気(労災保険の対象となります。) 3. ケンカ、泥酔、犯罪などの不法行為が原因の病気やケガ
医療費が払えない時(一部負担金の減免)	災害など、特別の事情により著しく生活が困難で、入院などの医療費(一部負担金)の支払ができない場合は、申請により一部負担金が減額・免除になる制度があります。

保健事業

問 国民健康保険課 庶務係 ☎5246-1251

台東区国民健康保険では、加入者の健康保持増進を目的として、次のような事業を行っています。

1. 人間ドック利用補助(要事前申請)
2. 無料健康度チェック(予約制)
3. 保養施設事業

特定健康診査・特定保健指導

問 国民健康保険課 庶務係 ☎5246-1251

特定健康診査(総合健康診査)

「特定健康診査」は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、法律で定められた健診です。台東区では、「特定健康診査」に区独自の健診項目を追加した「総合健康診査」(P50)を実施しています。

特定保健指導

特定健康診査(総合健康診査)の結果に基づき、生活習慣病の危険度が高いと判定された方を対象に、保健師や管理栄養士などの専門家が生活習慣の改善や見直しに必要な支援を行います。

後期高齢者医療制度

問合せ

問 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎5246-1254
後期高齢者保険係 ☎5246-1491

75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方が加入する医療制度です。(生活保護受給者は除きます。)

後期高齢者医療制度の運営は、都内の62区市町村が加入・設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。

対象となる方

- 75歳以上の方(誕生日の日から加入となります。)
 - 一定の障害のある65歳以上75歳未満の方(東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)
- ※会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)から後期高齢者医療制度に移行される方は、資格の喪失手続きが必要となります。また、74歳以下の被扶養者の方も国保など他の公的医療保険への加入手続きが必要です。詳しくは、加入している健康保険組合等にお問合せください。
- ※65歳以上75歳未満で一定の障害のある方は、広域連合の障害認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができます。また、現在東京都後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている方は、75歳に達するまで、その広域連合の障害認定を撤回することができます。

保険証

保険証は1人1枚交付されます。

- ※75歳の誕生日の前月までに簡易書留郵便でお送りします。医療機関の窓口で提示してください。
- ※保険証が届かない場合や記載内容に誤りのある場合は、お問合せください。

保険料の決め方

- 保険料は、1人ひとりに納めていただきます。
- 保険料の額は、被保険者1人ひとりが負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

東京都における均一保険料(平成30・31年度)

東京都の保険料 (限度額62万円)	=	均等割額 被保険者1人あたり 43,300円	+	所得割額 (総所得等-33万円) × 東京都の所得割率 8.80%
----------------------	---	------------------------------	---	---

- ※保険料は、2年ごとに見直します。
- ※保険料の軽減や免除の制度があります。詳しくはお問合せください。

保険料の納め方

保険料は、原則として介護保険料と同じ年金から引き落とされます。(特別徴収)

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などにより個別に納めます。(普通徴収)

口座振替を希望される方は、ご相談ください。

- ※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、一定期間普通徴収となります。

医療費の負担割合

医療機関を利用したときは、医療費の一部を患者(被保険者)本人が負担します。

負担割合は、所得に応じて1割又は3割です。

- ※保険証の「一部負担割合」が、自己負担割合です。毎年、前年の所得をもとに8月1日を基準日として、判定します。
- ただし、世帯構成の変化などにより、基準日以降でも負担割合が変わることがあります。

受けられる給付

- 病気やけがの診療を受けたとき(療養の給付)
- 入院したときの食事代(入院時食事療養費)
- 療養病床に入院したときの食費・居住費(入院時生活療養費)
- 訪問看護を受けたとき(訪問看護療養費)
- やむをえずいったん医療費を全額自己負担したとき(療養費)



保険と年金

- 緊急の入院や転院で移送が必要になったとき(移送費)
 - 同一の月に支払った自己負担額が限度額を超えたとき(高額療養費)
 - 医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が限度額を超えたとき<毎年8月～翌年7月の年額>(高額介護合算療養費)
 - 差額を負担して医療を受けたとき(保険外併用療養費)
 - 被保険者が亡くなったとき(葬祭費)
- ※葬儀を行った方に支給されます。

保健事業

台東区では、被保険者の健康保持増進を目的として、次のような事業を行っています。

1. 人間ドック利用補助(要事前申請)
2. 無料健康度チェック(予約制)
3. 総合健康診査
P50健康診査をご覧ください。

問合せ先

- 制度について、わからないことがありましたら、
東京都後期高齢者医療広域連合「広域連合お問合せセンター」
☎0570-086-519
FAX0570-086-075
PHS、IP電話(ひかり電話)の方は
☎03-3222-4496

- 具体的な保険料額などの個人情報を含む内容については、
国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎5246-1254
後期高齢者保険係 ☎5246-1491

※制度改正などにより内容が変更になる場合があります。

介護保険

介護保険制度

高齢社会のなかで、介護を社会全体で支え、高齢者の自立した生活を支援するための制度です。

加入する方とサービスが利用できる方

問 介護保険課 資格・保険料担当 ☎5246-1242・6

40歳以上の方が加入します。(加入手続き不要)

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	医療保険に加入している40歳～64歳の方
サービスが利用できる方	介護や支援が必要と認定された方	がん末期や加齢が原因とされる脳血管疾患等の病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された方

保険料

便利コード tbc2019

問 65歳以上の方は、介護保険課 資格・保険料担当
☎5246-1242・6
40歳～64歳の方は、加入している医療保険者

【第2号被保険者(40歳～64歳の方)の保険料】

1. 国民健康保険に加入している場合
介護分の保険料は医療分の保険料とあわせて世帯主が納めます。詳しくは「国民健康保険の保険料」のページ(P38参照)をご覧ください。
2. 国民健康保険以外の医療保険に加入している場合
介護分の保険料は医療分の保険料と一括して納めます。保険料の算定方法や額は加入している医療保険者にお問合せください。

【第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料】

1. 保険料の決め方
給付費見込額などをもとに基準額が決まります。平成30年度から3年間の基準額(月額)は6,140円です。毎年度の保険料は、本人や世帯員の合計所得金額・住民税の課税状況などにより、14段階に分かれます。
2. 保険料の納め方
納め方は年金年額によって特別徴収と普通徴収に分かれます。(選択することはできません。)

	対象者	納付方法
特別徴収	年金年額が18万円以上の方	年金の定期支払(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。(※)
普通徴収	年金年額が18万円未満の方、または年金を受給していない方	口座振替または区から送られる納付書で納めます。

※特別徴収の対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

ただし転入した方や65歳になった方は、しばらくの間普通徴収で納めます。その後日本年金機構など年金保険者からの連絡により、特別徴収に切り替わります。

➤ 納付された保険料は

介護サービスを利用する場合、費用の1割～3割が自己負担となり、残りの9割～7割が介護保険から給付されます。給付される介護保険の費用は、半分を保険料で、残り半分を国・東京都・区の公費で負担しています。

➤ 保険料を納めないと

介護保険料は介護保険の大切な財源です。この保険料を納めないと

- 利用する介護サービスの費用をいったん全額負担する。
- 介護サービス利用時の負担が1割または2割から3割に(負担が3割の場合は4割に)増加する場合があります。※この他に、延滞金の加算や差押など、地方税の滞納処分の例による処分などが行われます。

➤ 保険料の猶予・減免について

- 災害・病気・失業などで生活が著しく困難になり、一時的に保険料が納められなくなったときは、納期を猶予したり保険料を減免できる場合がありますので、ご相談ください。

介護サービス利用までの流れ

問 介護保険課

☎5246-1245

1. 申請から要介護度が決まるまで

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)認定が必要です。申請窓口は介護保険課または区内の地域包括支援センターです。申請後、調査員が本人と面会し、聴き取り調査を行います。「訪問調査」の結果と「主治医意見書」をもとに介護認定審査会で要介護度を決定します。要介護度の認定結果通知が送付されるまでおよそ30日かかります。

2. 在宅サービスを利用するには

要支援または要介護と認定された方が、在宅サービスを利用するには、ケアプランの作成が必要です。(福祉用具購入、住宅改修は除く)

- 要支援1・2の方は、お住まいの地域の地域包括支援センター
- 要介護1～5の方は、居宅介護支援事業所(一覧が申請窓口にあります)でケアプランの作成を相談・依頼し、契約後にサービス利用開始となります。

3. 施設サービスを利用するには

区内または区契約の特別養護老人ホームへの入所は地域包括支援センター又は介護予防・地域支援課に申し込みをしてください。その他の施設サービスを利用する場合は、施設へ直接ご相談ください。

サービスの内容

問 介護保険課 給付担当

☎5246-1249

☞要支援1・2と認定された方が利用できるサービス

訪問で受けるサービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

通所して受けるサービス

- 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

短期間入所して受けるサービス

- 介護予防短期入所生活・療養介護(ショートステイ)

在宅での暮らしを支えるサービス

- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具購入費支給(申請が必要です)
- 介護予防住宅改修費支給(事前申請が必要です)

その他のサービス

- 介護予防特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス

※原則として区内の事業所のみ利用できます

- 介護予防認知症対応型通所介護(認知デイ)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(要支援2の方のみ利用できます。)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、区が行う「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」に移行しました。(P75をご覧ください。)

☞要介護1～5と認定された方が利用できるサービス

訪問で受けるサービス

- 訪問介護(ホームヘルプ)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所して受けるサービス

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- 施設入浴サービス[台東区独自のサービス](要介護3～5で、自宅での入浴が困難な方等)

短期間入所して受けるサービス

- 短期入所生活・療養介護(ショートステイ)

在宅での暮らしを支えるサービス

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入費支給(申請が必要です)
- 住宅改修費支給(事前申請が必要です)

その他のサービス

- 特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス

※原則として区内の事業所のみ利用できます

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護(小規模デイ)
- 認知症対応型通所介護(認知デイ)
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)※

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)
- 介護医療院

※原則として要介護3～5の方が利用できます。



保険と年金

利用者の負担軽減

便利帳コード tbc2022

☎ 介護保険課 給付担当

☎5246-1249

▶ 高額介護サービス費の支給

1か月に利用した介護サービスの利用者負担額(福祉用具購入・住宅改修における自己負担分は除く)が一定額を超えた場合は、その超えた額を支給します。施設利用時の食費・居住費(滞在費)など介護保険外の負担額は対象になりません。該当する方には申請書をお送りしますので区へ提出してください。

▶ 高額医療合算介護サービス費の支給

1年間に利用した、介護サービス費の利用者負担額(福祉用具購入・住宅改修における自己負担分は除く)と、医療保険での自己負担額の合計額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給します。施設利用時の食費・居住費(滞在費)など介護保険外の負担額は対象になりません。

▶ その他の利用者の負担軽減

低所得の方については、利用者負担額の軽減措置や、施設サービスを利用する際の食費・居住費(滞在費)の軽減措置があります。詳しいことはお問合せください。

こんなときには届出を

こんなとき	届出する方	届出場所	必要なもの	問合せ
認定の申請をしたい(第1号被保険者)	本人、家族、指定居宅介護支援事業者等	介護保険課または地域包括支援センター	被保険者証、申請者の身分証明書、主治医の情報(医療機関名・住所・電話番号・医師氏名)	介護認定担当 ☎5246-1245
認定の申請をしたい(第2号被保険者)	本人、家族、指定居宅介護支援事業者等	介護保険課または地域包括支援センター	被保険者証、健康保険被保険者証、疾病情報(特定疾病名)、申請者の身分証明書、主治医の情報(医療機関名・住所・電話番号・医師氏名)	介護認定担当 ☎5246-1245
ケアプラン作成を事業者依頼したとき	本人、家族、指定居宅介護支援事業者等	介護保険課	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書、被保険者証、身分証明書	給付担当 ☎5246-1249
介護認定を受けている方が台東区に転入したとき(注1)	本人、家族等	介護保険課	申請者の身分証明書	介護認定担当 ☎5246-1245
台東区内で転居したとき	本人、家族	戸籍住民サービス課、区民事務所・分室	被保険者証	資格・保険料担当 ☎5246-1242・6
台東区外へ転出したとき	本人、家族	戸籍住民サービス課、区民事務所・分室	被保険者証	資格・保険料担当 ☎5246-1242・6
老人ホームなどの住所特例対象施設へ転出(注2)	本人、家族	介護保険課	被保険者証、入所する施設の名称・連絡先がわかるもの	資格・保険料担当 ☎5246-1242・6
死亡したとき	家族	介護保険課、戸籍住民サービス課、区民事務所・分室	被保険者証	資格・保険料担当 ☎5246-1242・6
被保険者証を紛失、汚損したとき	本人、家族	介護保険課、戸籍住民サービス課、区民事務所・分室	被保険者証(汚損の場合)、身分証明書	資格・保険料担当 ☎5246-1242・6

(注1)住民票の転入届の手続きをした後、忘れずに介護保険課で申請してください。

(注2)特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設に入所の場合、住民票の転出届の手続きをしてから、介護保険課で住所地特例の手続きをしてください。(この手続きにより、引き続き台東区の保険証が使えます。)

相談・苦情窓口

☎ 介護保険課 事業者担当

☎5246-1244

介護保険に関する相談・苦情などがありましたら介護保険課またはお近くの地域包括支援センターまでご連絡ください。

国民年金

便利帳
コード tbc2023

国民年金

問 区民課 国民年金係

☎5246-1262

国民年金は、一人ひとりが老後に共通した年金を受けられるよう国が運営している制度です。被保険者の適用範囲は下表のとおりです。

必ず加入する人

- 第1号被保険者:日本国内に住む20歳以上60歳未満の人で、自営業・学生・農林漁業・フリーター・無職の人など
- 第2号被保険者:厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員など
- 第3号被保険者:20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者に扶養されている妻または夫

希望で加入できる人(任意加入)

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人(ただし老齢基礎年金を受けている人は除く)
- 日本国籍があり外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格期間である120月(10年)を満たしていない65歳以上70歳未満の人。

年金保険料の納付方法

問 上野年金事務所

☎3824-2511

日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・コンビニエンスストアなどで納める方法と、クレジットカードや口座振替で納める方法があります。

クレジットカードによる納付・口座振替の新規申込及び変更、納付書の再交付などのご希望は、年金事務所へお申し出ください。

※区役所・各区民事務所では、保険料を領収したり、納付書を作成することはできませんのでご注意ください。

年金保険料の納付が困難な場合

問 区民課 国民年金係

☎5246-1262

第1号被保険者(任意加入者を除く)が、保険料を納めることが困難なとき(国が定めた基準よりも所得が少ない等)は申請により、全額免除、一部納付(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)、学生納付特例、納付猶予を受けることができます。

申請を承認された期間は、保険料の納付義務が免除(猶予)される他、納めないでいることに比べ、次のような利点があります。

1. 年金受給資格期間に算入されます(一部納付の方は、納付した場合に算入されます)。

2. 全額免除期間は2分の1(平成21年3月分以前は3分の1)、一部納付の承認を受けて、免除されない残りの保険料を納付した期間は、8分の5から8分の7(平成21年3月分以前は2分の1から6分の5)が、年金受給額に反映されます。免除されない残りの保険料の納付がない場合、通常の未納と同じ扱いになり、年金受給額に反映されませんので、ご注意ください。

3. 過去10年以内の免除等の期間については、免除された保険料を後から納める(追納する)ことができます。ただし、免除等の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、承認されていた当時の保険料に加算額が上乗せになります。

- 学生は学生納付特例制度をご利用ください。

20歳以上の大学(院)・短大・専修学校等の学生が、前年の本人所得が一定額以下である場合、年度ごとに申請して承認されれば、期間中の保険料の納付が猶予されます。海外の大学は対象外です。

- 50歳未満の方には納付猶予制度があります。

50歳未満(学生を除く)の方が、前年の本人及び配偶者の所得が一定額以下である場合、申請して承認されれば、期間中の保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例、納付猶予の承認を受けた期間は、年金受給額に反映されません。

- 税の申告を行ってください。

免除等の審査には、毎年所得情報の確認が必要となります。免除等の申請をご希望の場合には、税の申告義務がない方でも申告を行ってください。



保険と年金

国民年金の給付

問 区民課 国民年金係

☎5246-1262

年金等を受けようとするときは下表のとおり手続きしてください。

年金等の種類		手続きするところ
老齢基礎年金	保険料を納めた月数、免除または学生納付特例、納付猶予を受けた月数、カラ期間等を合わせて120月(10年)以上ある人は、原則として65歳から老齢基礎年金が受けられます。 なお、希望すれば65歳前に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受け取ることもできます。ただし、繰上げ請求をすると、生涯減額された年金額を受給することとなるほか、65歳までの間に障害の状態になっても障害基礎年金を受けとれないなど、いろいろな制約を受けますのでご注意ください。	●第1号被保険者期間のみの人 ⇒区民課国民年金係 ●過去に第2号または第3号被保険者期間のある人⇒上野年金事務所
障害基礎年金	原則として、国民年金に加入中に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに受けられます。ただし受給には保険料の納付要件があります。20歳になる前に初診日がある場合は、20歳から年金が受けられます(所得制限があります)。	●初診日に第1号被保険者だった人 ⇒区民課国民年金係 ●初診日に第3号被保険者だった人 ⇒上野年金事務所
遺族基礎年金	国民年金に加入中の人、老齢基礎年金を受ける資格のある人が亡くなった場合に、子のある妻(夫)または子が受けられます。いずれも、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子に障害がある場合は20歳になるまで)受けられます。	●死亡日に第1号被保険者だった人 ⇒区民課国民年金係 ●死亡日に第3号被保険者だった人 ⇒上野年金事務所
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある65歳未満の妻が60歳から65歳になるまでの間受けられます。	区民課国民年金係
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなったとき、一定条件を満たした遺族が受けられます。	区民課国民年金係
付加年金	付加保険料(月額400円)を上積みして納めた人には、付加保険料(納付月数×200円)で計算した額が老齢基礎年金の年額に加算されます。	区民課国民年金係
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人に、全額国の負担によって年金を支給しようというのが福祉年金です。福祉年金は、皆さんの税金などによって賄われるため、所得の多い人や他の公的年金を受けられる人には支給が制限されます。	区民課国民年金係
特別障害給付金	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、及び昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合加入者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1、2級の障害に該当する人が対象です。ただし、所得等による支給制限があります。	区民課国民年金係

こんなときはそのつど国民年金の手続きをしてください

お手続き、お問合せの際は年金手帳又は年金番号のわかるもの(基礎番号通知書・厚生年金被保険者証・納付書等)と、本人確認のできるもの(運転免許証・パスポート等)をご提示ください。

こんなとき	必要なもの	届出場所	問合せ
国民年金に加入するとき	印鑑・年金手帳・本人確認のできるもの	区民課国民年金係	区民課国民年金係
会社等を辞めたとき・共済組合に加入したとき	印鑑・年金手帳・健康保険証・退職、就職年月日のわかるもの	区民事務所 区民事務所分室	
保険料の免除を受けたいとき	印鑑・年金手帳・本人確認のできるもの	区民課国民年金係	
学生納付特例を受けたいとき	印鑑・年金手帳・ 学生証の写し(申請期間内有効なもの)	区民課国民年金係	
配偶者に扶養されるようになったとき(第3号被保険者)	配偶者の勤務先でご確認ください。	配偶者の勤務先	上野年金事務所
保険料の口座振替の申込みをするとき	口座届出印・預金通帳・年金手帳	金融機関・年金事務所	☎3824-2511



海外期間の取扱いについて

問 区民課 国民年金係 ☎5246-1262

- 海外居住期間は国民年金任意加入期間となります。任意加入を希望される方は、海外転出の届出後に区民課国民年金係までお申出ください。現在、海外に居住している方は、日本国内における最終住民登録地を管轄する年金事務所が窓口となります。
- 海外居住期間の国民年金任意加入を希望しない場合は、区民課国民年金係での手続きはありません。
- 年金を受け取る際、受給資格期間に不足がある場合は、海外居住期間(国民年金に未加入期間)を合算して資格期間として扱うことができます。
- 海外居住期間証明のために、パスポートは切り替え前の分も保管をお願いします。

国民年金・厚生年金保険に関する年金相談

問 ねんきんダイヤル
一般の年金相談 ☎0570-05-1165
050ではじまる電話からは ☎03-6700-1165
つながらない場合
上野年金事務所 ☎3824-2511

※年金相談をされる際には、年金手帳や年金証書、基礎年金番号通知書などをご用意ください。日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金基金

問 東京都国民年金基金 ☎5285-8800
フリーダイヤル ☎0120-65-4192

国民年金基金は、国民年金を納付している第1号被保険者が任意で加入することができる公的な年金制度です。加入資格や掛金のことなど、詳しくは直接お問合せください。ホームページ <http://www.tokyokikin.or.jp/>

恩給

旧軍人等、戦没者遺族等の援護

問 福祉課 ☎5246-1172
東京都福祉保健局 生活福祉部 計画課 ☎5320-4077

旧軍人・軍属の方の恩給、戦没者の遺族の方の遺族年金や公務扶助料に関するご案内、そのほか各種特別給付金・特別弔慰金についての受付等、行っています。なお、法律改正などにより、新たに請求ができるようになったときは、「広報たいとう」などでお知らせします。

なお、上記以外の恩給についてのご相談、お問合せは、総務省恩給相談室へ ☎5273-1400



保険と年金